

秋山漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、秋山漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第10号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、にじます及びうぐいをいう。以下回じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣りによる遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第20条の規定による禁止期間を延長するときは、総会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア. 魚種	イ. 漁具, 漁法	ウ. 区域	エ. 期間
あ ゆ	竿釣りのうち友釣り	全 域	解禁日午前4時から9月30日まで (夜間禁止)
あ ゆ	竿釣りのうちさくり、ころがし	全 域	8月26日午前4時から9月30日まで (夜間禁止)
あ ゆ	竿釣りのうちさくり、ころがし	秋山マス釣場より上流	解禁日午前4時から9月30日まで (夜間禁止)
やまめ にじます いわな	竿 釣 り	全 域	3月1日午前4時から9月30日まで (夜間禁止)
うぐい	竿 釣 り	全 域	3月1日午前4時から3月31日まで 5月1日午前4時から9月30日まで (夜間禁止)

3 前項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものを、エ欄の尾数を越えて採捕してはならない。

ア、魚種	イ、区 域	ウ、全 長	エ、尾 数
やまめ	全 域	15 cm以下	20尾以内

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（住所）又は「秋山漁業協同組合 遊漁承認証販売所」の幟旗（黄色地に黒字）の立つ所を納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込み）	
			前売り	現場売り
あゆ	竿釣り	1日	1,800円	2,400円
		1年	7,000円	7,000円
やまめ にじま す いwana うぐい	竿釣り	1日	1,000円	1,500円
		1年	4,000円	4,000円
全 魚 種	竿釣り	1年	8,000円	8,000円

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。

小学生以下	無 料
中学生	前項遊漁料の2分の1
肢体不自由者	前項遊漁料の2分の1
女性	前項遊漁料の2分の1

3 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛久保518-1）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア. 漁場区域	イ. 魚種	ウ. 漁具・漁法	エ. 遊漁料（消費税込み）
内共第10号に係るすべての漁場区域	あ ゆ	竿 釣 り	28,000円
内共第10号に係るすべての漁場区域	やまめ にじま す いwana うぐい	竿 釣 り	25,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1－(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1－(2)の共通遊漁承認証(以下「共通遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

付則(施行期日)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

様式 1－（1）遊漁承認証
表

遊 漁 承 認 証 No

下記のとおりに遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	(年齢)

承認期間

魚 種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発行者

秋山漁業協同組合 印

裏

注意事項

1

2

3

様式 1－（2）共通遊漁承認証

氏名	住所	県下共通遊漁承認証		No.	注 意 事 項	5 遊 漁 料	4 遊 漁 区 域	3 漁 具 漁 法	2 魚 種	1 承 認 期 間
		年 度	魚 種	写 真						

才

山梨県漁業協同組合連合会 印

様式 2

漁場監視員証				漁場監視員講習会終了証	
第	号				
住	所				
氏	名	(年令	写真		
平成	年	月	日から		
平成	年	月	日まで有効		
秋山漁業協同組合 印					